

## 「第二次三重県消費者施策基本指針」(概要)

### 1 「第二次三重県消費者施策基本指針」策定の考え方

#### (1) 「第二次三重県消費者施策基本指針」策定の趣旨

食の安全・安心という消費生活の根幹に対する信頼を揺るがす事件や未公開株式による高齢者を狙った悪質商法など、くらしにかかわるさまざまな問題は依然として後を絶ちません。

国は、平成21年9月1日に消費者庁を設置し、あわせて「消費者安全法」を制定して、消費者行政の一元化や国・都道府県・市町村の役割分担を明確に規定しました。また、平成22年3月に新たに「消費者基本計画」を策定し、消費者行政の推進に取り組んでいます。

三重県では、引き続き消費者行政を計画的に推進していくため、「消費者基本計画」に則した「第二次三重県消費者施策基本指針」を策定しました。

#### (2) 「第二次三重県消費者施策基本指針」策定の視点

消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、「三重県消費生活条例」第2条に規定する基本理念の方向性を具体的に示します。第2条では以下の消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的な行動ができるよう消費者の自立を支援します。

#### (消費者の権利)

消費生活に係る商品及び役務<sup>注)</sup>(以下「商品等」という。)によって生命、身体及び財産を侵されず、消費者の安全が確保されること

消費生活に係る商品等に適正な表示を行わせること

消費生活を不当な取引行為によって侵害されず、及び不当な取引条件を強制されないこと

消費生活において受けた不当な被害から速やかに救済されること

消費生活に必要な情報、知識及び教育の機会が提供されること

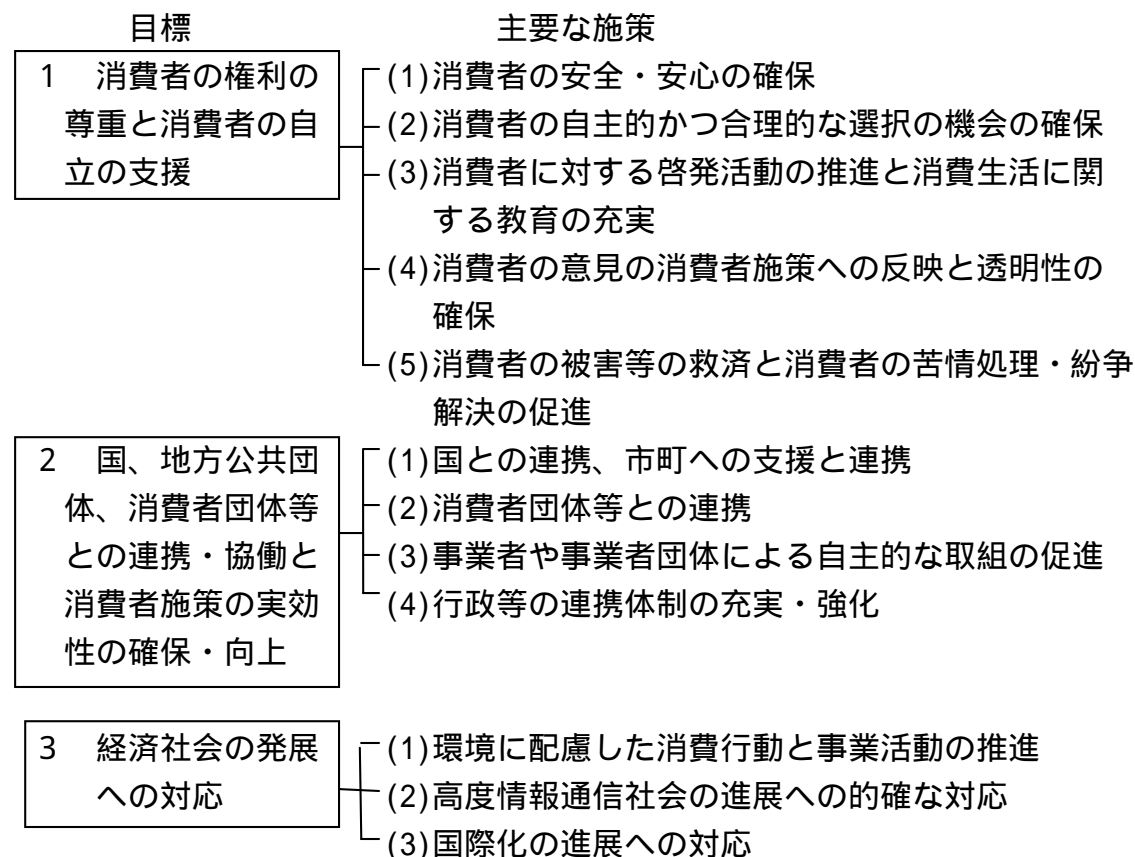
消費者の意見が県の消費者施策に反映されること

注) 基本指針では「役務」を「サービス」と表現しています。

#### (3) 基本指針の計画期間

計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

#### (4) 基本指針の体系



#### 2 消費者施策の具体的展開

**目標 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援**

消費者は、安全で安心な消費生活を送る権利があると同時に、自立して消費生活を行う責任があります。消費者に的確な情報を迅速に提供するとともに、消費生活相談や事業者指導を強化し、消費者と事業者の取引において対等な関係の確立を目指します。

(部局：生活・文化部)

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
自主交渉に向けた助言率	85.5%	85.6%	85.7%	85.8%	85.9%

助言率 = 助言件数 (相談件数から問合せ、他機関紹介・あっ旋等件数を除く) - 架空・不当請求件数 / 全件数 - 未解決・不明件数 - 架空・不当請求件数

消費者が自立して事業者と交渉するための助言を行います。

( 部局：防災危機管理部 )

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
電気用品安全法の販売業者に係る違反件数	0件	0件	0件	0件	0件

電気用品安全法に基づく販売業者に対する立入検査・指導により違反件数を0件に維持します。

( 部局：農水商工部 )

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
農薬等の監視指導により改善を必要とする率	12.3%	12.2%	12.1%	12.0%	11.9%

食品、農薬、肥料、動物用医薬品及び飼料等の監視指導により改善を必要とする率を低くし、安全を確保します。

( 部局：農水商工部 )

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
県の「食の安全」の取組認知度	51.9%	51%	52%	53%	54%

県の「食の安全」の取組の認知度を高め、消費者の意識を高めます。

( 部局：政策部 )

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
県内の公共交通機関の利用率	10.5%	10.8%	11.3%	11.8%	12.3%

県内のバス、鉄道などの公共交通機関の利用率を向上させ、自動車の過度の利用を控え、二酸化炭素排出量の縮小をはかります。

( 部局：健康福祉部 )

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
福祉サービス利用援助を活用する人数	841人	1,150人	1,330人	1,540人	1,780人

三重県地域福祉権利擁護センターによる福祉サービス利用援助事業の利用人数を高め、高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保をはかります。

## 目標 2 国、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者施策の実効性の確保・向上

消費者問題に的確に対応し、施策の実効性を確保・向上するためには、担当職員の専門性の向上をはかり、消費者、事業者、行政等が連携・協働し、公正な取引を確保する体制づくりが必要です。市町の取組を支援するとともに、庁内関係部局をはじめ、国、他県、市町や消費者団体等との連携を深め、消費者施策に関する情報共有や消費者問題への迅速かつ的確な対応を推進します。

(部局：生活・文化部)

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
みえ・くらしのネットワーク会員数	48団体	61団体	64団体	66団体	68団体

「みえ・くらしのネットワーク」の会員数を増やし、消費者啓発活動等において消費者団体や事業者団体、行政等の連携・協力を進めます。

(部局：生活・文化部)

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
消費生活センターや相談員の市町の配置数	8市	15市町	20市町	25市町	29市町

県内の消費生活センターや相談員の市町の配置数を増やすことにより、消費者が相談しやすい環境の整備を進めます。

## 目標 3 経済社会の発展への対応

安全で安心な消費生活を確保するためには、健全な経済社会の発展が必要です。環境に配慮するとともに、高度情報化、国際化の進展等に的確な対応をはかります。

(部局：生活・文化部)

数値目標項目	実績値	目標値			
	H21	H23	H24	H25	H26
事業者団体等との意見交換会の開催回数	0回	1回	2回	3回	4回

事業者団体と消費者団体・県や市町等との間で意見交換会を開催し、相互理解を深めることで、消費者トラブルの防止につなげます。

### 3 審議会等での検討

- 平成22年10月 第2回 三重県消費生活対策審議会(中間案を検討)
- 10月 第2回 市町消費者行政担当課長会議(中間案を説明)
- 10月 第3回 みえ・暮らしネットワーク会議(中間案を説明)
- 12月~1月 パブリックコメントを実施
- 平成23年 3月 第3回 三重県消費生活対策審議会(最終案を検討)
- 3月 第3回 市町消費者行政担当課長会議(最終案を説明)

お問い合わせ：三重県消費生活センター 事務局

電話：059-224-2400 / FAX：059-224-3372 / E-mail:shouhi@pref.mie.jp

事務局用の電話、ファックス、E-mailでは、ご相談は受付しておりません。